

社会福祉法人出雲南福社会 行動計画

次世代育成支援対策推進法による職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和 8 年 7 月 6 日 ～ 令和 13 年 3 月 31 日

2. 内容：

目標 1：女性の育児休業取得率 100%を維持し、男性の育児休業を 2 週間以上取得する取得率 100%とする

《対策》

- 令和 8 年 7 月 6 日～ 女性職員と男性職員の育児休業取得率を把握する。
- 令和 8 年 7 月 6 日～ 出産・育児休業等で利用可能な支援制度の周知徹底。
引き続き、全職員が育児休業を取得しやすい職場環境に努める。
- 令和 8 年 7 月 6 日～ 管理者会で定期的に現状報告する。

目標 2：時間外労働時間の年間の月平均が 3 時間未満とする

《対策》

- 令和 8 年 7 月 6 日～ 時間外労働時間の状況を把握する。
- 令和 8 年 7 月 6 日～ 定期的に事業所内研修を行い、職員の能力向上や業務の効率化に努める。
- 令和 8 年 7 月 6 日～ 組織体制の見直しを定期的に行い、残業時間の増加を防ぐ。